

平成22年12月 市議会定例会

市長提案説明書

今回の市議会定例会に提案し、御審議を煩わすことといたしております案件は、補正予算及び条例関係等合わせて30件となっております。

以下、議案の順序に従い御説明申し上げます。

まず、**議案第88号平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第5号）**は、新規事業をはじめ、国、県補助金の決定等による事業費変更、並びに行政運営上早急に予算化を必要とします諸経費、及び当初予算編成時から現行の職員配置に合わせました職員人件費の調整等合わせて7億5,086万4千円の追加補正をお願いするものでございまして、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ452億1,633万5千円となっております。

以下、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、総務費におきましては、住民情報システムの機器更新に要する経費等を計上しております。

民生費におきましては、民生委員児童委員のあり方を検討するための経費、不足が見込まれる子ども手当及び障がいをお持ちの方への介護給付費等を計上しております。

衛生費におきましては、市立伊勢総合病院の今後の方向性と将来像等を検討するための経費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金及びごみ収集の集積化のための廃棄物集積所設置補助金等を計上しております。

農林水産業費におきましては、県営事業の事業費補正に伴い割り当てられます県営事業負担金を計上しております。

土木費におきましては、八日市場高向線の整備及び都市公園の安全・安心対策に要する経費等を計上しております。

災害復旧費におきましては、本年10月の豪雨で被災した農地・農業用施設、道路施設及び河川施設の復旧に要する経費等を計上しております。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに要する財源としまして

は、地方特例交付金、地方交付税、国・県支出金、繰越金、諸収入及び市債を計上しております。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正を行っております。

議案第 89 号平成 22 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、671 万 8 千円の追加補正をお願いするものでございまして、現行の職員配置に基づきます職員人件費の調整、及び国民健康保険団体連合会の電算システム改修に伴う国民健康保険給付システム改修に要する経費等を計上しております。

議案第 90 号平成 22 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 91 号平成 22 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 92 号平成 22 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 93 号平成 22 年度伊勢市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、いずれも現行の職員配置に基づきます職員人件費の調整を行ったものでございます。

議案第 94 号平成 22 年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、現行の職員配置に基づきます職員人件費の調整、及び流域関連公共下水道事業の前倒し実施に要する経費等を計上しております。

続きまして、条例関係等につきまして御説明申し上げます。

議案第 95 号伊勢市手数料徴収条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る手数料の額を引き下げするため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 96 号伊勢市営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正については、伊勢市小俣若山墓地の墓地管理手数料について、徴収することと

するため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 97号伊勢市平家の里利用施設条例の廃止については、伊勢市平家の里利用施設を廃止するため、条例を廃止しようとするものであります。

議案第 98号伊勢市矢持会館条例の制定については、伊勢市矢持会館の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 99号伊勢市都市公園条例の一部改正については、伊勢市宮川堤公園芝生広場の使用料を定めるため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 100号伊勢市火災予防条例の一部改正については、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報機器等の設置に係る規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものであります。

議案第 101号伊勢市立公民館の指定管理者の指定について、**議案第 102号伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について**、**議案第 103号伊勢市福祉健康センターの指定管理者の指定について**、**議案第 104号伊勢市ハートプラザみその指定管理者の指定について**、**議案第 105号伊勢市児童館の指定管理者の指定について**、**議案第 106号伊勢市放課後児童健全育成施設の指定管理者の指定について**、**議案第 107号伊勢市デイサービスセンターの指定管理者の指定について**、**議案第 108号伊勢市障がい者就労支援施設の指定管理者の指定について**、**議案第 109号伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について**、**議案第 110号伊勢市二見健康管理増進センターの指定管理者の指定について**、**議案第 111号伊勢市地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について**、**議案第 112号伊勢市朝熊ふれあい会館の指定管理者の指定について**、**議案第 113号伊勢市二見地域農産物等活用型総合交流促進施設の指定管理者の**

指定について、議案第 1 1 4 号サンライフ伊勢の指定管理者の指定について
及び**議案第 1 1 5 号伊勢市中村会館の指定管理者の指定については**、それぞれの施設において、指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経ようとするものであります。

議案第 1 1 6 号市道の路線の認定については、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ議会の議決を経ようとするものであります。

報告第 1 8 号第二次伊勢市行財政改革大綱については、第二次伊勢市行財政改革大綱を策定したので、報告しようとするものであります。

以上、各議案等につきまして、その概要を申し述べましたが、なお詳細につきましては、参与から御説明申し上げることといたしておりますので、御了承の上、何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

平成 2 2 年 1 2 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一